

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	特定施設の設置計画の廃止命令等
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第12条の5
基準規定	下水道法第12条の5
処分基準	下水道法第12条の5 （計画変更命令） 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	特定事業場の事故時の応急措置の命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第12条の9第2項
基準規定	下水道法第12条の9第2項
処分基準	下水道法第12条の9第2項 （事故時の措置） 第12条の9の2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	占用許可の取消し
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第4項
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第4項
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第4項 （占用） 第31条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の許可を取り消すことができる。この場合において、占用者が既に納付した占用料は返還しない。 （1）排水施設に関する工事の施工において、第1項の許可を受けて設けた物件（以下「占用物件」という。）が支障となる場合 （2）当該占用物件が排水施設の機能を妨げ、又は排水施設を損傷するおそれが生じた場合 （3）前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情が生じた場合
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市下水道条例第33条第4号・第5号;第34条;第35条
基準規定	周南市下水道条例第33条第4号・第5号;第34条;第35条
処分基準	周南市下水道条例第33条、34条、35条 （罰則） 第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 （4） 第7条又は第9条の規定に違反した使用者 （5） 第10条の規定による届出を怠った者 第34条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	占用料の徴収
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第2項・第3項
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第2項・第3項
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第31条第2項及び第3項（占用） 第31条の2 前項の占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用料を納入しなければならない。ただし、排水施設に汚水を排除することを目的とする物件及び管理者が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 3 前項の占用料の額及びその徴収方法については、周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の例による。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	占用料の徴収
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第23条第2項
基準規定	周南市下水道条例第23条第2項
処分基準	周南市下水道条例第23条第2項 （占用） 第23条の2 市は前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。占用料の額の算定及び徴収方法については、周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）及び周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の規定の例による。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	下水の排除の停止命令等
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第37条の2
基準規定	下水道法第37条の2
処分基準	下水道法第37条の2 （改善命令等） 第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第12条の2第3項（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道施設課
処分の 名称	汚濁原因者への費用負担命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第18条の2
基準規定	下水道法第18条の2
処分基準	下水道法第18条の2 （汚濁原因者負担金） 第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号